

unbanked.

第54期 定時株主総会

招 集 ご 通 知

日時：2026年（令和8年）

6月26日（金曜日）午前10時

場所：TKPガーデンシティ渋谷

カンファレンスルーム4B

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号

渋谷東口ビル4階

〈議決権行使期限〉

2026年6月25日（木曜日）午後5時

事前行使が可能



議決権行使は、書面又はインターネット、スマート行使により事前に行うことが可能ですので、ぜひご利用ください
いますようお願い申し上げます。

unbanked株式会社
証券コード：8746

人と社会に貢献し 価値を創造する

代表取締役社長

安達哲也

unbanked.

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、旧社名の第一商品株式会社から「unbanked（「アンバンク」と呼びます。）株式会社」に商号変更いたしました。

新商号には、従来の伝統的な資産運用や銀行などの金融サービスから、「Web 3.0時代の革新的な金融サービスを創造する企業を目指す」という当社の思いを込めております。

主力事業である金地金事業に加え、子会社及びグループ会社による不動産担保融資事業、クラウドファンディング事業、暗号資産事業など、グループ全体での事業展開を図ってまいりました。

今後は、各事業の収益力の強化を図り、事業基盤を拡充させることで、企業としての成長戦略をより進化させるべく、グループ全体で努めてまいります。

今後とも、皆様のご理解と一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8746
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)
東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

unbanked株式会社

代表取締役社長 安達 哲也

第54期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会では、上程される議案に株主様（以下、「提案株主様」）からの提案（第1号～第2号議案）が含まれます。各議案の内容は「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

当社取締役会は、提案株主様からの提案議案である第1号議案及び第2号議案に「反対」しております。当社取締役会の反対意見については、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」17頁をご参照ください。

また、「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社
ウェブサイト

<https://unbanked.jp/investors/>

上記ウェブサイトへアクセスいただくと、当社ウェブサイトの「IR情報」が表示されます。メニューより、「株主総会関連」を選択いただき、ご確認ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券
取引所
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「unbanked」又はコードに当社証券コード「8746」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2 場 所	TKPガーデンシティ渋谷 カンファレンスルーム4B 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4階 （詳しくは末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 【株主提案】 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- 当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット）又は書面（議決権行使書の郵送）により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 法令及び定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を上記インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。
- 株主総会終了後、株主懇談会等の開催は予定しておりません。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本定時株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について

QUOカードその他の金品を配布する等の経済的利益の提供を誘引として、委任状を取得若しくは議決権行使に事実上の影響を及ぼす方法、委任状勧誘の際に当社のロゴを利用する等して株主に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて委任状を取得する方法等、株主様の議決権行使に不当な影響を及ぼした事実（以下、「本不正行為」といいます。）が客観的に確認された場合には、本不正行為により取得された委任状に基づく議決権行使、本不正行為を受けてなされた議決権行使書等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございます。

株主の皆様において、本不正行為が行われていると認識した場合には、当社総務部までご連絡ください。

＜連絡先＞ 〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿1丁目18番14号 恵比寿ファーストスクエア9階
unbanked株式会社
TEL 03-6456-2670（平日午前9時～午後5時）
Email soumu@unbanked.jp

※不正行為が行われた場合等には、下記ウェブサイトでお知らせいたします。

＜当社ウェブサイト＞ <https://unbanked.jp/>

議決権行使についてのご案内

本定時株主総会では、**株主提案**(提案株主様から提案された議案)の決議を行います。

第1号～第2号議案は株主提案です。

当社取締役会は株主提案（第1号及び第2号議案）の全てに「反対」しております。

当社取締役会の反対意見については、「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」17頁をご参照ください。

当社としましては、**委任状による議決権行使**をお願いしております。「委任状」及び「議決権行使書用紙」は、同封の返送用封筒にて**2026年6月25日（木曜日）午後5時**までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

「委任状・議決権行使書に関するQ&A」は8頁をご参照ください。

委任状と議決権行使書が一体になっています。記入例①～⑤をご確認いただき、**黒枠内の議決権行使書は切り離さず**に、**青枠内の委任状と一緒に同封の返送用封筒でご返送ください**（切手は不要です）。

委任状は、2026年6月25日（木）午後5時までには到着するようにご投函ください。

※当社取締役会の意見にご賛成の場合は、「委任状」に、株主提案（第1号及び第2号議案）に対する賛否のご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否の表示がない場合は、株主提案について反対の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

※この議決権の代理行使の勧誘は、当社取締役会が勧誘するものであります。

※勧誘の趣旨（株主提案への反対を勧誘するものです。）に合致しない委任状については、お取り扱いいたしかねますので、予めご了承ください。

議決権行使書

議決権行使書へのご記入、切り離しは不要です。



⑤委任先の記入は不要です。空欄のままでご返送ください。

委任状

委任状部分にご記入ください。



議決権行使書

unbanked株式会社 御中

私は、2026年6月26日開会の貴社第54期定時株主総会（継続会又は追加会を含む）における各議案につき、右記（賛否を含む）で表示した議決権を行使します。

2026年6月 日

unbanked株式会社

議決権行使表

議 決 権 行 使 表		議 決 権 行 使 表	
議案番号	議案内容	議案番号	議案内容
第1号	議案内容	第2号	議案内容
第3号	議案内容	第4号	議案内容
第5号	議案内容	第6号	議案内容

（に記述）
株主総会に出席しては、
各議案の賛否（賛/反対）
を下記で表示ください。

お 願 い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書に
※切り離し不要
を示し戻す場合は、「株主総会参加票欄」に
記載の当座振替用印を必ずご記入ください。
2. 賛否の表示は、意思の表明により、
はらりと印でご記入ください。
3. 議決権をインターネットで行使される場合は、
右のQRコードをスマートフォンで読み取
り、貴社協会のアプリにてアクセス
される2026年6月26日午後5時までにご
行使ください。この場合、議決権行使書
を返送する必要はありません。

委任状

unbanked株式会社 御中

私は、株主として、以下の事項を委任します。

1. 2026年6月26日開催のunbanked株式会社第54期定時株主総会（継続会又は追加会を含む）に出席し、右の議案について、（ ）で表示した議決権行使書を作成すること。ただし、(1)各議案につき賛否の表示をしない場合、(2)各議案の議決権行使し、株主が行使された場合、及び(3)出席事件の株主多数決の決議が確定する議決権行使された場合は、いずれも代表委任すること。

2. 代理人を選任すること。

議決権表

議 決 権 行 使 表		議 決 権 行 使 表	
議案番号	議案内容	議案番号	議案内容
第1号	議案内容	第2号	議案内容
第3号	議案内容	第4号	議案内容
第5号	議案内容	第6号	議案内容

日付

2026年 月 日

署名

電話番号

メールアドレス

ご押印

④議案の賛否欄には株主提案（第1号及び第2号議案）に【否】として○印をご記入ください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監查報告

書面による議決権行使のご案内

行使期限:2026年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、委任状用紙を切り離したうえで、議決権行使書のみご返送ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印

議決権行使書

議決権行使書をご記入ください。

委任状

委任状部分を切り離してください。

こちらに賛否をご記入ください。

※切り離してください。

議決権行使書

unbanked株式会社 印中

株主番号

私は、2026年6月26日開催の貴社第54期定時株主総会（継続会又は延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2026年6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、右の表示があったものとして取り扱います。

unbanked株式会社

議決権行使書

株主提案

第1号議案 (賛否) 第2号議案 (賛否)

（ご留意）株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。当社は取締役会の意見に賛成の場合に限り○印で表示してください。

インターネットと専用端末で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右半部を切り離すにそのまゝ会席交付にご提出ください。

unbanked株式会社

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月25日午後5時までに到着するようご返送ください。
- 第1号議案及び第2号議案の賛否を議決権行使書にご表示の際、一部の親権者につき異なる意思を表示される場合は、「株主意思参考欄」に記載の当該親権者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりとご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし2026年6月25日午後5時までにこの用紙をご返送ください。この場合、議決権行使書の返送される必要はありません。

インターネット用紙
議決権行使書用紙
QRコード
QRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし2026年6月25日午後5時までにこの用紙をご返送ください。

委任状

unbanked株式会社 印中

株主番号

私は、株主を代理人と定め、以下の事項を委任します。

- 2026年6月26日開催のunbanked株式会社第54期定時株主総会（継続会又は延会を含む）において、右の議案につき私の指示（○印で表示）に従って議決権を行使すること。ただし、(i)各議案の賛否の表示をしない場合、(ii)各議案の賛否に対し、株主意思参考欄に記載の、及び(iii)議決権行使書の株主意思参考欄に記載の議決権の行使された場合は、いずれも有効と取り扱います。
- 復代理人を選任すること。

議決権行使書

株主提案

第1号議案 (賛否) 第2号議案 (賛否)

（ご留意）株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。当社は取締役会の意見に賛成の場合に限り○印で表示してください。

インターネットと専用端末で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右半部を切り離すにそのまゝ会席交付にご提出ください。

unbanked株式会社

日付

2026年 月 日

署名

電話番号

メールアドレス

ご押印

- ※委任状と議決権行使書が一体になっています。議決権行使書と委任状を2つに切り離していただき、議決権行使書のみ、ご返送ください。
- ※当社取締役会の意見にご賛成の場合は、議決権行使書の株主提案（第1号及び第2号議案）に対する賛否のご記入欄の「否」の欄に○印をご記入願います。
- ※各議案につき賛否の表示がない場合は、株主提案（第1号及び第2号議案）に反対の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

【委任状・議決権行使書に関するQ & A】

Q なぜ委任状と議決権行使書用紙が送られてきたのですか？

A 本定時株主総会では一部の株主様から株主提案が提出されております。株主総会当日の議事運営を適切かつ適正に行うため、株主の皆様へ委任状の返送をお願いしております。例年とは異なる議決権行使をご依頼することとなり恐縮ではございますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Q 委任状とは何ですか？また、議決権行使書とは何ですか？

A 委任状とは、株主様が株主総会における議決権行使を他者に代理させる際に代理権を証明するため当社にご提出いただく書面です。議決権行使書とは、株主総会に出席しない株主様が書面による議決権の行使を行うために当社にご提出いただく書面です。

Q 委任状と議決権行使書のどちらを返送したらよいのですか？

A 本書及び定時株主総会招集ご通知「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご参照いただき、委任状の必要箇所にご記入・ご署名・ご押印をお願い申し上げます。委任状と議決権行使書をまとめて返送用封筒（同封されています）に入れて**6月25日（木）午後5時**までに到着するよう、お早目に郵便ポストにご投函ください。

Q 委任状と議決権行使書を切り離してしまいました。

A 委任状と議決権行使書を既に切り離してしまった株主様におかれましても、全く問題はありません。委任状と議決権行使書をまとめて返送用封筒にお入れください。

Q 他の株主様からも委任状が届いていますが、どれを返送したらよいのですか？

A 当社取締役会の意見および当社賛否推奨にご賛同いただける場合、同封の委任状と議決権行使書を切り離さずまとめて当社にご返送いただき、他の株主様から送付された委任状につきましては、ご返送されませんようお願い申し上げます。

既に他の株主様に対して委任状を返送された場合でも、当社に対して委任状をご提出いただくことができます。同封の委任状と議決権行使書を切り離さずまとめて返送用封筒に入れ、当社までご返送くださいますようお願い申し上げます。この場合、委任状を記載した日付を正確にご記入ください。

その他の方法による議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

<日 時>

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

<行使期限>

2026年6月25日（木曜日）
午後5時00分 入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

<行使期限>

2026年6月25日（木曜日）
午後5時00分 到着分まで

- ・ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、反対の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

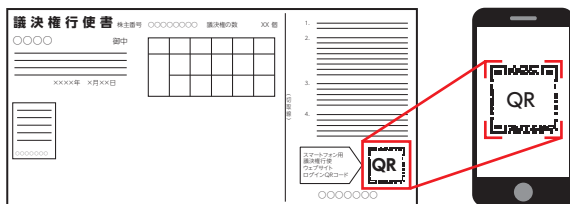
行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時00分 入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は、1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.web54.net>

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号
(フリーダイヤル)

0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

unbanked株式会社
取締役 安達哲也

2. 議案及び参考事項

以下の第1号議案及び第2号議案は全て、株主であるAkatsuki Capital Works株式会社（以下、「Akatsuki」といいます。）からご提案いただいた、2026年4月17日付けの第54期定時株主総会招集請求書（以下、「本請求書」といいます。）に記載されたものとなっております。各議案の提案内容及び提案理由は、議決権行使書の紙面の関係で、株主提案の趣旨を損なわない範囲内で議題・議案を集約しております。また、各取締役候補者の「選任理由及び期待される役割の概要」及び「提案の理由」は本請求書に記載の原文のまま記載しております。

なお、取締役会としては、いずれの議案についても「**反対**」いたします。

反対の理由につきましては、17頁をご参照下さい。

【株主提案】

【株主提案に至った理由・背景】

当社においては、近時の資本政策、資金調達、及び経営の意思決定のプロセスに関し、株主の利益との整合性や透明性の観点から、ガバナンス体制のさらなる強化が求められている状況にあります。特に、重要な資本取引や意思決定について、社外的な視点及び独立した監督機能が十分に発揮されているかについては、株主として慎重に検証すべき局面にあると認識しています。このような状況を踏まえ、経営の意思決定と監督機能の明確な分離、独立社外役員による実効性のある監督体制の構築、およびコンプライアンスおよび内部統制の強化を実現するためには、専門性および独立性を有する新たな取締役及び監査等委員を選任することが不可欠であると考えます。

本提案は、特定の株主の利益を図るものではなく、当社の中長期的な企業価値およびすべての株主共同の利益の向上を目的とするものであり、以上の理由から、本議案の承認を求めます。

第 1 号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 2 名選任の件

【議案の要領及び提案の理由】

貴社のガバナンスの立て直しを図りつつ、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資する経営を実践できる体制に刷新するため、以下の候補者2名を、貴社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として新たに選任するものであります。各候補者の氏名及び略歴等は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生年月日 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	おおつか たくや 大塚 拓也 1976年12月22日 所有株式数 一株 新任	2000年 4 月 都築通信技術株式会社(現株式会社オープンアップシステム) 入社 2013年 3 月 E H Cコミュニケーションシステム株式会社 入社 2018年 3 月 三井住友トラスト総合サービス株式会社 入社 2022年 2 月 ジョーンズラングラサール株式会社 入社 2025年 9 月 クラウドバンク株式会社 取締役 2025年 9 月 日本クラウド証券株式会社 取締役 (重要な兼職の状況) なし
		選任理由及び期待される役割の概要
		同氏は、情報通信分野におけるシステムエンジニアとして豊富な実務経験を有し、特に金融機関向けのシステム構築・運用・リスク管理に関する高度な専門知識を備えています。これまでの実務経験と専門性を活かすことで、貴社グループ全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進を強化し、貴社グループの企業価値向上と持続的な成長に資することができる人材であると判断し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏 名 生年月日 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	かわひと みき や 川人 幹也 1979年11月5日 所有株式数 ー株 新任	2004年 4 月 三機工業株式会社 2020年 4 月 新日本関財株式会社 2023年 1 月 ジョーンズラングラサール株式会社 2025年 9 月 日本クラウド証券株式会社（現職） (重要な兼職の状況) 日本クラウド証券株式会社
		選任理由及び期待される役割の概要
		同氏は、上場企業の経理・財務・税務・ディスクロージャー業務を一通り経験し、さらに経営企画部門において全社的なリスク管理体制構築、新規事業計画、業績評価制度設計等に従事するなど、経営管理全般に関する高度な知見と実務経験を有しております。また、資金計画・資金調達・与信管理・内部統制対応など、上場企業に求められる財務ガバナンス領域において豊富な経験を有しており、加えて不動産・投資関連分野におけるプロパティマネジメントおよび投資判断支援業務にも従事するなど、投資案件の評価・管理能力にも優れており、同氏を社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。また、被保険者は保険料を負担しておりません。当社は、昨年8月に当該保険契約を更新しており、次回更新時においても同様の内容で更新を予定しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

【議案の要領及び提案の理由】

貴社のガバナンス欠如が顕著であることは、「株主提案の理由」に述べたとおりであり、貴社の監査等委員会を刷新してコーポレート・ガバナンスを再構築する必要があるとの観点から、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

各候補者の氏名及び略歴等は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生年月日 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	
1	おおしげ よしひと 大重 喜仁 1981年5月4日 所有株式数 一株 新任	2007年 9 月 米国法律事務所（米シアトル） 入所	
		2009年 4 月 国内法律事務所 入所	
		2011年 6 月 同所内起業として合同会社フロンティア法律会計コンサルティング (現 リーガルコート) 設立	
		2022年 6 月 一般社団法人リーガルコート 監事（現任）	
		2024年 9 月 株式会社ANAP（現 株式会社ANAPホールディングス） 非常勤監査役	
		2025年 3 月 同社関連子会社 非常勤監査役	
		2025年 8 月 サイバーステップ株式会社 監査役（現任）	
		2025年 9 月 日本クラウド証券株式会社 非常勤監査役（現任）	
		(重要な兼職先)	
		一般社団法人リーガルコート 監事 サイバーステップ株式会社 監査役 日本クラウド証券株式会社 非常勤監査役	
選任理由及び期待される役割の概要			
同氏は、法曹界における豊富な経験、幅広い見識を有し、業務執行者から独立した客観的な立場で企業経営の監督及び助言を行うことが期待できるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 生年月日 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	さいとう ゆうや 齊藤 裕也 1981年10月4日 所有株式数 一株 新 任	2008年 9 月 東京青山・青木・狛法律事務所（現 ベーカー＆マッケンジー法律事務所）入所 2013年 3 月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所 設立（現職） （重要な兼職の状況） 早稲田リーガルコモンズ法律事務所 弁護士
		選任理由及び期待される役割の概要
		同氏は、弁護士登録直後より世界的なローファームのファイナンス部門で、高度な金融法務の実務経験を積みました。また、銀行への出向経験もあり、金融庁検査への対応助言など、金融コンプライアンスの実務にも知見があります。現在もそれらの経験を活かし、クラウドファンディングを活用したファンド組成等のファイナンス・スキームに対し、金融規制も踏まえた専門アドバイスの提供が可能であり、貴社グループの適切な監督及び経営の健全性確保に貢献をすることが期待できることから、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏 名 生年月日 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	たきざわ ひかる 瀧澤 輝 1985年7月5日 所有株式数 一株 新 任	2013年 1 月 シティユーワ法律事務所入所 2017年10月 たきざわ法律事務所開設 代表弁護士（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社くふう住まいコンサルティング 社外取締役、監査等委員
		選任理由及び期待される役割の概要
		同氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。コンプライアンス、企業法務全般を含む貴社の経営全般を監督いただくとともに、貴社のコンプライアンス強化に寄与し、企業経営の監督及び助言を期待できるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大重喜仁氏、齊藤裕也氏、瀧澤輝氏は、いずれも社外取締役（非常勤）候補者であります。
3. 大重喜仁氏、齊藤裕也氏、瀧澤輝氏と当社は、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となり、選任が承認された場合、当該契約を締結する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。また、被保険者は保険料を負担しておりません。当社は、昨年8月に当該保険契約を更新しており、次回更新時においても同様の内容で更新を予定しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

【株主提案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会は、第1号議案、第2号議案の全てに反対いたします。

当社としましては、2026年6月5日開催の臨時株主総会では、株主提案に対する対抗議案を付議いたしましたが、2026年6月26日開催予定の第54期定時株主総会では、株主提案のみを付議議案といたします。

ただし、2026年6月5日開催の臨時株主総会における、株主提案として付議された議案に対する当社取締役会の意見と同様に、定時株主総会におきましても、Akatsukiが提案する全ての議案に対して、当社取締役会は反対いたします。

理由は以下のとおりです。

提案株主であるAkatsukiは、2025年12月15日付「売上債権に対する貸倒引当金の計上見込みに関するお知らせ」の開示後に、2025年12月24日に開催予定であった臨時株主総会を中止した理由は、「現経営陣の保身のために不都合な事実を隠すことにあったと疑わざるを得ない状況」にあるとして、現取締役5名全員の解任および役員の入替を提案しております。

しかしながら、2026年3月2日付「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、調査委員会の調査報告書において、売上債権13億4,000万円の未回収が発生した取引（以下「本件取引」といいます。）は、Akatsukiの「オーナー」なる人物が、Akatsukiが派遣した人物を通じて当社に提案し、実行させたものであり、Akatsuki側の主導の下で行われたものであると認められております。

また、Akatsukiによる今回の株主提案は、当社がAkatsuki等に対して本件取引に関し民事上・刑事上の責任を追及せざるを得ない旨通知し、この通知のわずか8日後に行われたものです。

2026年2月13日に、東京地方裁判所の仮差押命令申立事件で当社のAkatsukiに対する損害賠償請求権を被保全権利とする仮差押決定が出されております。

なお、当社は、2026年2月27日に、東京地方裁判所にAkatsuki等に対する損害賠償請求訴訟を提起しておりますし、また、捜査機関への相談を開始しております。

以上の理由により、Akatsukiの株主提案の全てに対し、当社取締役会は「反対」いたします。

以上

(ご参考)：取締役スキル・経験

当社の取締役会の構成は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ全体を適切に統治するため、多様な視点と豊富な経験、高度なスキルを備えたメンバーであり、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

氏 名	役 職	企業経営	事業内容 への理解	法務	財務会計	ガバナンス	人材育成
胡 燕	代表取締役	●	●			●	●
安達 哲也	取締役	●	●			●	●
竹内 博	取締役	●		●		●	●
上野 善晴	社外取締役	●		●	●	●	
森井 じゅん	社外取締役				●	●	
平井 兼人	社外取締役	●					
クリストファー・ リチャード・レーン	社外取締役 (監査等委員)	●	●				
楠原 孝堯	社外取締役 (監査等委員)	●	●			●	
池辺 健太	社外取締役 (監査等委員)			●		●	
渡邊 雅之	社外取締役 (監査等委員)			●		●	
村田 和希	社外取締役 (監査等委員)		●	●		●	

※上記は、2026年6月5日開催の臨時株主総会におきまして、会社提案の取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役の候補者となっております。

※胡燕氏は、2026年6月5日開催の臨時株主総会にて、会社提案の取締役（監査等委員である者を除く。）選任議案が可決された場合、同日に開催予定の取締役会にて代表取締役に選任される予定です。

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、ドナルド・トランプ第47代米国大統領の就任以降、関税政策の動向や地政学的リスクの高まり等を背景として、経済政策全般に不確実性が増しております。これに伴い、エネルギー政策の方向性や中国との通商関係においても不透明な状況が続いております。

一方、我が国経済におきましては、エネルギー価格の上昇および円安の進行等を背景に消費者物価が上昇しており、インフレに対する警戒感が高まっております。また、個人消費マインドの低下が見られ、景気の減速が懸念される状況にあります。

このような環境のもと、金地金事業におきましては、海外市場では中国やインドなどの中央銀行が外貨準備の多様化やドル依存の軽減を目的として金の購入を加速させており、金価格は史上最高値を更新しております。

国内におきましては、景気の先行き不透明感や物価上昇への懸念等を背景に、個人投資家を中心として金投資への関心が急速に高まっており、金への投資は引き続き増加傾向にあります。

このような背景から、当社グループは国内に限らず海外の投資家や富裕層からの金需要の取り込みを進めております。海外子会社の「Kinka(BVI),Ltd.」が発行する金価格連動型の暗号資産「Kinka (XNK)」の販路拡大を目的に、新たなブロックチェーン上で「Kinka (XNK)」を発行・流通させるため、カルダノブロックチェーン創設企業の「EMURGO FINTECH INC.」とパートナーシップ契約を締結しました。今後も海外でのWeb3ビジネスの推進を図ってまいります。

ノンバンク事業においては、当連結会計年度にクラウドバンク株式会社を子会社化したことで、今後は融資型クラウドファンディング事業にも領域を広げ、収益の向上を目指してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は9,394百万円（前期9,489百万円）、売上原価は8,169百万円（前期8,994百万円）となりました。営業損失は△2,792百万円（前期は営業利益187百万円）、経常損失は△2,827百万円（前期は経常利益308百万円）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は△3,998百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益236百万円）となりました。

(金地金事業)

金地金事業におきましては、実需、投資および中央銀行の各セクターにおいて世界的な需要が増加していることに加え、国内においても長期的なインフレマインドの高まりを背景に金市場への資金流入が継続しており、金投資は引き続き高い関心を集めております。このような状況のもと、当社グループにおきましても投資家からの買い需要には一服感が見られたものの、引き続き堅調に推移しております。

しかしながら、2026年1月から3月にかけて金価格が大幅に変動したことに加え、相場の過熱感に対する警戒感も見られたことから、投資家心理が慎重化し、同期間における販売は低調に推移いたしました。

この結果、売上高8,043百万円（前期比△12.1%減）、セグメント損失は△1,067百万円（前期はセグメント利益103百万円）となりました。

(ノンバンク事業)

ノンバンク事業におきましては、不動産取引価格の上昇等を背景に、事業者からの不動産担保融資資金およびつなぎ資金に対する旺盛な資金需要が継続しており、貸出残高は増加しております。加えて、新たにクラウドバンク株式会社を取得したことにより、当社グループの収益は拡大しております。

この結果、売上高1,351百万円（前期比299.9%増）、セグメント損失は△1,416百万円（前期はセグメント利益255百万円）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2025年8月8日を効力発生日として、クラウドバンク株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

(3) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第51期 (2023年 3 月期)	第52期 (2024年 3 月期)	第53期 (2025年 3 月期)	第54期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売上高 (百万円)	4,637	5,310	9,489	9,394
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△523	45	308	△2,827
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△369	390	236	△3,998
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△39円42銭	39円52銭	23円63銭	△339円01銭
1株当たり純資産額 (円)	495円88銭	555円65銭	552円41銭	210円61銭
総資産 (百万円)	9,440	5,826	7,392	26,883

② 当社の財産及び損益の状況

	第51期 (2023年 3 月期)	第52期 (2024年 3 月期)	第53期 (2025年 3 月期)	第54期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売上高 (百万円)	4,240	4,920	9,151	8,043
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△231	23	267	△1,269
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△423	279	246	△3,696
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△45円10銭	28円24 銭	24円61銭	△313円39銭
1株当たり純資産額 (円)	499円96銭	538円79銭	537円50銭	215円40銭
総資産 (百万円)	4,778	5,588	5,716	3,003

(注) 1. 1株当たり当期純利益/1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 2024年10月1日付で普通株式 3株につき 1株の割合で株式併合を行っており、第51期の期首に株式併合が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益/1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(4) 対処すべき課題

① ガバナンス体制及び内部管理体制の再構築

当社は、2026年5月25日付で、株式会社東京証券取引所より、当社株式について同年5月26日付で特別注意銘柄に指定する旨の通知を受けました。

本件は、2025年12月において、金地金取引に係る売上債権13.4億円が未回収となり、多額の貸倒引当金を計上する事態が発生したことに起因するものであります。

株式会社東京証券取引所が当社株式を特別注意銘柄に指定した理由（概要）は以下のとおりであります。

- ・ 必要な内部統制システムが適切に運用されていなかった。
- ・ 業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反した。
- ・ 内部管理体制等について改善の必要性が高い。

当社は、当該事案を厳粛に受け止め、ガバナンス体制及び内部管理体制の抜本的な見直し及び強化を最優先課題として位置付け、2026年6月5日開催の臨時株主総会後の新経営体制の下、再発防止策を着実に実行してまいります。

② 企業価値向上を促進するための取締役会の運営

取締役会においては、株主様及び投資者の期待に応えるべく、経営戦略や事業計画について議論する時間を十分に確保し、営業利益の段階で安定した黒字を確保できる体制作りに取り組んでまいります。そして、成長シナリオに基づく優秀な人材の獲得及び育成を通じて、企業価値の向上に努めてまいります。

③ 収益力強化による安定した黒字化の実現

(1) 金地金の販売戦略見直しと新サービスの開発

金地金事業においては、世界的なインフレ時代への突入、年々高まる地政学リスク、先行き不透明な国際情勢などにより、国内外ともに金価格が史上最高値を記録する環境下にあるため、円資産の価値の目減りを回避したいと考える富裕層のニーズの掘り起こしを強化し、販売提携先の開拓も視野に入れ取引量の拡大を図ってまいります。

一方、日本における金投資の裾野拡大のため、少額資金で金投資を行いたい投資家のニーズに応えるために、新たに「Progmatt SaaS」を利用し、100 g 単位の取り扱いを開始しました。日本クラウド証券株式会社との共同事業であるインターネットによる「金スポット取引」及び「純金積立」と併せて、金取引の販売促進により、収益力の強化に努めてまいります。

(2) 暗号資産「Kinka (XNK)」の販路拡大と収益源の多様化

海外子会社のKinka (BVI) ,Ltd.が発行している金の価格と連動する暗号資産「Kinka (XNK)」は、海外の複数の中央集権型暗号資産取引所（CEX）に上場していますが、今後はさらなる流通量拡大に向け、イーサリアムネットワークに加え、カルダノブロックチェーン上で「Kinka (XNK)」を発行し、流通及び販売を強化していく予定です。そして、「Kinka (XNK)」を販売するだけに留まらず、他のユースケースを提携パートナーと模索しながらWeb 3.0ビジネスへの投資を強化し、収益源の多様化を図ってまいります。

(3) 貸金業子会社の融資残高拡大によるノンバンク事業の強化

都市部を中心に収益性の高い不動産の開発事業、及びその事業への投資ニーズが高まっております。その旺盛な資金需要に応えるべく、貸金業のクラウドバンク・キャピタル株式会社では、自己資金融資に加え、ファンドによる融資残高の拡大を図ることで、ノンバンク事業のさらなる成長が可能であると見込んでおります。

また、当連結会計年度にクラウドバンク株式会社を子会社化したことで、今後は融資型クラウドファンディング事業にも領域を広げ、収益の向上を目指してまいります。

④ 人的資本への投資と従業員エンゲージメントの向上

従業員のキャリアアップを支援するための資格取得の奨励や、ワークライフバランスの推進による生産性の向上を図り、経営陣と従業員のビジョン共有、物価上昇に見合うベースアップにより、従業員のモチベーションを高め、企業価値の向上に努めてまいります。

以上の施策により、グループ全体での収益の増加を図り、安定した黒字化の実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、金地金の現物販売を主業務とする金地金事業、貸金業を主業務とするノンバンク事業の2つのセグメント単位としております。

① 金地金事業

店頭及びインターネットを介した金地金の販売及び買取。

② ノンバンク事業

貸金業法に基づく不動産担保融資。

(6) 主要な事業所等 (2026年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

② 子会社

クラウドバンク・キャピタル株式会社	東京都渋谷区
クラウドバンク株式会社	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金 地 金 事 業	2名	－
ノンバンク事業	25名	22名増
共 通	4名	3名増
合 計	31名	25名増

(注) 2025年8月8日付でクラウドバンク株式会社を連結子会社化した結果、使用人数が前連結会計年度末と比べて25名増加しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	1名増	47.5歳	14.9年

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
クラウドバンク・キャピタル株式会社	50,000千円	50.0%	コンサルティング業、貸金業、 匿名組合の財産運用及び管理業
クラウドバンク株式会社	100,000千円	54.6%	コンサルティング業、貸金業、 匿名組合の財産運用及び管理業

(注) 2025年8月8日にクラウドバンク株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 30,000,000株

② 発行済株式の総数 13,570,982株

(注) 当社は、2025年8月8日付でクラウドバンク株式会社の株式を簡易株式交付により追加取得し子会社化したこと及び、2025年10月31日付で株式会社まーの株式を簡易株式交付により取得したことに伴い、発行済株式総数が3,547,468株増加し、13,570,982株となりました。

③ 株主数 7,774名

④ 大株主

順位	株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	M a a a R uホールディングス株式会社	2,236,829	16.49
2	A k a t s u k i C a p i t a l W o r k s 株式会社	1,140,471	8.41
3	株式会社 T M フィナンシャルストラテジー	452,200	3.33
4	楽天証券株式会社共有口	335,800	2.48
5	野村證券株式会社	334,792	2.47
6	株式会社証券ジャパン	324,400	2.39
7	勝 えり子	320,166	2.36
8	河合 マーロン	300,000	2.21
9	本田 求	240,000	1.77
10	株式会社 S B I 証券	237,309	1.75

(注) 1. 当社は自己株式を9,442株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

2026年3月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

新株予約権の個数	117,300個 ※1
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 11,730,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額 (円)	新株予約権1個当たり352円
新株予約権の払込期日 (円)	2026年4月14日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき283円
新株予約権の行使期間	2026年4月15日から2028年4月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金の及び資本準備金	資本金 1株につき141.5円 資本準備金 1株につき141.5円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をAU投資事業組合に割り当てた。

※1 2026年4月10日開催の取締役会で新株予約権の発行数量を変更しております。

4

会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当 及び 重要な兼職の状況
代表取締役社長	安達 哲也	クラウドバンク株式会社取締役 日本クラウド証券株式会社代表取締役 クラウドバンク・インキュバ株式会社代表取締役
取 締 役	七條 利明	Kinka (BVI) , Ltd.取締役 合同会社ゴールド・マネジメント職務執行者
取 締 役 (監 査 等 委 員)	広瀬 里美	東京丸の内法律事務所パートナー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	クリストファー・ リチャード・レーン	Majime Partners Ltd.共同創設者兼最高投資責任者 Ninja Pool Group暗号資産アセットマネージャー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	楠原 孝堯	合同会社SOLAR99業務執行社員 株式会社オークモント取締役

(注) 1. 監査等委員である取締役 広瀬里美氏、クリストファー・リチャード・レーン氏及び楠原孝堯氏は、社外取締役であります。

2. 監査等委員である取締役 広瀬里美氏、クリストファー・リチャード・レーン氏及び楠原孝堯氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査等委員である取締役 広瀬里美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものです。

4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選任しておりません。

5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

6. 会社の役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用の損害を補填することとしております。
当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、その保険料は会社が全額負担しております。

(2) 取締役の報酬

① 取締役の個人別報酬等の決定方針（2023年6月29日 取締役会決議）

- 1. 報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額又はその算定方法の決定方針
取締役個人別の報酬等は、株主総会決議の範囲内において、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額(固定報酬)を決定する。
- 2. 報酬等の種類ごとの決定方針
業績連動報酬は支給せず、非金銭報酬としてストックオプションを付与できるものとし、付与数は取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定するものとする。
- 3. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針
固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。非金銭報酬は、取締役会で付与数等を決議後、割当日に付与する。
- 4. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項
各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任することができる。代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位、職責、在任年数等に応じて決定する。

※取締役会は、当事業年度取締役個人別報酬等について、同内容の当該決定方針との整合性を確認しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役(監査等委員を除く)（うち社外取締役）	3（－）	16（－）
取締役(監査等委員)（うち社外取締役）	4（4）	8（8）
合 計	7	25

- (注) 1. 上記には、2025年6月27日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって就任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名並びに同株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役1名を含めております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、第51期までの取締役の報酬枠を廃止し、2023年6月29日開催の第51期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名です。
3. 監査等委員である取締役の報酬の総額については、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、2023年6月29日開催の第51期定時株主総会において、年額30,000千円以内としております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定されます。
4. 上記決定方針により非金銭報酬の支給は可能としておりますが、当事業年度の非金銭報酬等の支給はありません。
5. 各取締役は、当社に対し善管注意義務等を負っており、中長期的な視点を重視して活動しております。取締役会にて取締役報酬に関する審議を行い、各取締役への報酬の決定権限を代表取締役社長 安達哲也に再一任しております。再一任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。当社の業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動報酬制度の導入は見送っています。経営判断が目先のならぬよう、企業の持続性を最重要視しつつ、各取締役の報酬額を算定してまいります。
6. 上記のほか、2025年6月27日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に對し支払った役員退職慰労金は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対し5百万円（うち社外取締役0名）であります。（同金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の導入額として、取締役1名5百万円（うち社外取締役0名）が含まれております。）

(3) 社外取締役に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	広瀬 里美	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、また、監査等委員会14回の全てに出席し、適宜発言を行っております。企業法務、ベンチャー企業支援等を専門とする弁護士として、豊富な経験を活かし、主に企業法務及びコンプライアンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	クリストファー・ リチャード・レーン	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、適宜発言を行っております。不動産投資ビジネス、暗号資産に関する高いノウハウと幅広い知見を有することから、同ビジネスにおいての当社の経営戦略・計画及びガバナンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	楠原 孝亮	2025年6月27日就任以降に開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査等委員会11回のうち10回に出席し、適宜発言を行っております。再生可能エネルギー事業や蓄電池事業に関する高いノウハウと幅広い知見を有することから、同ビジネスにおいての当社の経営戦略・計画及びガバナンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

② 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	広瀬 里美	・東京丸の内法律事務所パートナー	特別な関係はございません。
社外取締役 (監査等委員)	クリストファー・ リチャード・レーン	・Majime Partners Ltd. 共同創設者兼最高投資責任者 ・Ninja Pool Group 暗号資産アセットマネージャー	特別な関係はございません。 //
社外取締役 (監査等委員)	楠原 孝亮	・合同会社SOLAR99業務執行社員 ・株式会社オークモント取締役	特別な関係はございません。 //

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人アリア

(注) 当社の会計監査人でありましたフロンティア監査法人は、2025年6月27日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

種 類	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ② 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査法人アリアは、契約に基づき、契約の履行に伴い生じた当社の損害について、監査法人アリアに悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査法人アリアの会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれかの高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度としております。

なお、監査法人アリアの行為が上記の要件を充足するか否かについては、当社が判断することとなっております。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止することとする。
- ② 外部識者を代表とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場とし、当該協議内容は取締役会へ報告する体制とする。
- ③ 旧経営陣からの影響を排除するため、過去の経営陣を顧問・相談役として迎え入れる制度を廃止する。
- ④ 内部監査室を取締役会直轄とする。
- ⑤ 使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、企業理念に従った行動を実践することを確保するべく「コンプライアンス規程」を定めており、全社員に周知徹底するとともに、外部の弁護士事務所に通報窓口を設置し、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を整備する。
- ⑥ 内部通報者が通報又は相談したことを理由に不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。
- ⑦ 内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程を遵守して適切に実行されているかを、内部監査室による監査を年一回以上実施し、チェックし、違反の防止、問題点の指摘及びその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、取締役会及び監査等委員会に提出する。
- ⑧ 監査等委員は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制とする。また、「監査等委員会規程」及び「内部統制システムに係る監査等委員会の実施基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制とする。
- ⑨ インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。
- ② 個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。
- ③ 会社の重要な情報の開示については、法令及び取引所その他関係機関の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に伴う各種のリスクについては、「リスク管理マニュアル」に基づき、適切な管理を行う。リスク管理の不徹底からステークホルダーに不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないように、コンプライアンス部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告することとし、リスク管理に対し独立的評価を行う。
- ② 大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能な限りその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。
- ③ 反社会的勢力の排除及び介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、組織・業務分掌、職務権限等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制の確保に努める。なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念できる執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び同社の定款に適合することを確保するため、当社役員が子会社役員等として関与し、各会社の業務執行の適正性を確保する体制としている。また、内部監査室は子会社の内部統制監査を実施して、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を図る。
- ② 子会社の独立性を尊重しつつ、経営上の重要事項については関係会社管理規程に基づき当社管理本部に報告される。また、子会社と定期的に意思疎通の場を設け、問題点の共有を図る。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員が監査職務を円滑に遂行する上で、他の監査等委員と協議の上、「監査等委員会規程」及び「監査等委員監査基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置することができる。
- ② 監査等委員の職務を補助する使用人は、監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「取締役及び子会社の取締役等」という。）が監査等委員に報告するための体制、及びその他の監査等委員への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制

- ① 取締役及び子会社の取締役等は、監査等委員の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。
- ② 取締役及び子会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員に報告する。
- ③ 当社は、前項に従い監査等委員への報告を行った取締役及び子会社の取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。
- ② 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(9) その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図り、監査を円滑に行うために取締役及び使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見及び情報交換を行い会計監査人との連携を図る。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

※運用状況の概要について

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、コンプライアンスに関する基本的な考え方や法令等の遵守について、業務連絡会等の職場報告などを通じ周知徹底を図っております。

当社は、取締役会において法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

監査等委員は、取締役会へ出席して必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなどにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査等委員は、代表取締役、会計監査人、内部監査室との情報交換に努めております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けた上で、安定した配当を継続的に行っていくことを基本方針としております。

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等について、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当社単体の決算においては6期連続で営業赤字が続いているため、期末配当金を無配とさせていただきます。

安定的に営業利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第54期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	25,443
現金及び預金	2,059
預託金	4,342
商品	394
販売用不動産	2,222
営業貸付金	19,596
その他	604
貸倒引当金	△3,776
固定資産	1,439
有形固定資産	993
土地	92
建設仮勘定	822
その他	78
無形固定資産	14
その他	14
投資その他の資産	431
投資有価証券	75
差入保証金	261
固定化営業債権	1,548
破産更生債権等	9
その他	81
貸倒引当金	△1,545
繰延資産	0
その他	0
資産合計	26,883

科 目	第54期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	23,469
1年内償還予定の社債	330
未払法人税等	59
匿名組合出資預り金	18,410
顧客からの預り金	4,344
訴訟損失引当金	20
その他	304
固定負債	113
繰延税金負債	91
その他	21
特別法上の準備金	0
金融商品取引責任準備金	0
負債合計	23,582
純資産の部	
株主資本	2,834
資本金	100
資本剰余金	6,342
利益剰余金	△3,604
自己株式	△3
その他の包括利益累計額	22
その他有価証券評価差額金	1
為替換算調整勘定	21
非支配株主持分	444
純資産合計	3,300
負債・純資産合計	26,883

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第54期	
	2025年 4 月 1 日から 2026年 3 月31日まで	
売上高		9,394
売上原価		8,169
売上総利益		1,225
販売費及び一般管理費		4,017
営業損失 (△)		△2,792
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	0	
貸倒引当金戻入額	0	
その他	58	74
営業外費用		
支払利息	3	
持分法による投資損失	98	
その他	6	109
経常損失 (△)		△2,827
特別利益		
段階取得に係る差益	42	
固定資産売却益	1	44
特別損失		
関係会社株式評価損	636	
訴訟和解金	1,209	
減損損失	883	
その他	0	2,728
匿名組合損益分配前税引前当期純損失 (△)		△5,511
匿名組合損益分配額		△1,731
税金等調整前当期純損失 (△)		△3,779
法人税、住民税及び事業税	52	
法人税等調整額	70	123
当期純損失 (△)		△3,903
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△95
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△3,998

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	100	5,039	377	△2	5,514
当連結会計年度変動額					
新株の発行		1,234			1,234
親会社株主に帰属する 当期純損失			△3,998		△3,998
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		36			36
連結範囲の変更に伴う増減			15		15
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		31			31
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	1,302	△3,982	△0	△2,680
2026年3月31日残高	100	6,342	△3,604	△3	2,834

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
2025年4月1日残高	0	17	17	219	5,752
当連結会計年度変動額					
新株の発行					1,234
親会社株主に帰属する 当期純損失					△3,998
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					36
連結範囲の変更に伴う増減					15
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					31
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	0	3	4	225	229
当連結会計年度変動額合計	0	3	4	225	△2,451
2026年3月31日残高	1	21	22	444	3,300

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科 目		第54期 2026年3月31日現在		(単位：百万円) 第54期 2026年3月31日現在	
資産の部				負債の部	
流動資産		2,194		流動負債	81
現金及び預金		619		未払法人税等	1
暗号資産		120		訴訟損失引当金	20
商品		394		その他	60
短期貸付金		1,050		負債合計	81
その他		41		純資産の部	
貸倒引当金		△31		株主資本	2,921
固定資産		808		資本金	100
有形固定資産		5		資本剰余金	6,274
土地		3		資本準備金	4,952
その他		1		その他資本剰余金	1,321
無形固定資産		0		利益剰余金	△3,449
その他		0		繰越利益剰余金	△3,449
投資その他の資産		803		自己株式	△3
関係会社株式		494		評価・換算差額等	△0
投資有価証券		0		その他有価証券評価差額金	△0
敷金及び保証金		30			
差入保証金		250			
固定化営業債権		1,548			
破産更生債権		9			
その他		15			
貸倒引当金		△1,545			
資産合計		3,003		純資産合計	2,921
				負債・純資産合計	3,003

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

科 目	第54期	
	2025年 4 月 1 日から 2026年 3 月31日まで	
	(単位：百万円)	
売上高		8,043
売上原価		7,787
売上総利益		255
販売費及び一般管理費		1,591
営業損失 (△)		△1,336
営業外収益		
受取利息	62	
受取配当金	0	
貸倒引当金戻入額	2	
受取手数料	1	
その他	1	67
営業外費用		
仮想通貨売買損	1	1
経常損失 (△)		△1,269
特別利益		
特別損失		
関係会社評価損	1,211	
減損損失	3	
訴訟和解金	1,209	2,424
税引前当期純損失 (△)		△3,694
法人税、住民税及び事業税		1
当期純損失 (△)		△3,696

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金	利益剰余金合計	利益剰余金合計	
2025年4月1日残高	100	3,718	1,321	5,039	246	246	△2	5,383
当期変動額								
新株の発行		1,234		1,234				1,234
当期純損失					△3,696	△3,696		△3,696
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	1,234	－	1,234	△3,696	△3,696	△0	△2,462
2026年3月31日残高	100	4,952	1,321	6,274	△3,449	△3,449	△3	2,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日残高	△0	△0	5,383
当期変動額			
新株の発行			1,234
当期純損失			△3,696
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	0	0	0
事業年度中の変動額合計	△0	△0	△2,462
2026年3月31日残高	△0	△0	2,921

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

unbanked株式会社
取締役会 御中監査法人アリア
東京都港区

代表社員	公認会計士	山中康之
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	吉澤将弘
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、unbanked株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、unbanked株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額の営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となった。また、このような財務状況の悪化に加え、特定の株主との間で敵対的な経営権争いが生じていることや会社株式が特別注意銘柄へ指定される事態も生じており、今後の事業運営の見通しは不透明となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象の注記（当社株式の特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について）に記載のとおり、会社は、株式会社東京証券取引所より、2026年5月25日に、特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受けた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している

かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

unbanked株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員
代表社員 公認会計士 吉澤 将弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、unbanked株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となった。また、このような財務状況の悪化に加え、特定の株主との間で敵対的な経営権争いが生じていることや会社株式が特別注意銘柄へ指定される事態も生じており、今後の事業運営の見通しは不透明となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象の注記（当社株式の特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について）に記載のとおり、会社は、株式会社東京証券取引所より、2026年5月25日に、特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受けた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等

に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、次の点を除き指摘すべき事項は認められません。

2025年12月に売上債権13.4億円が未回収となり、多額の貸倒引当金を計上する事態を発生させたことについては、2026年2月27日付調査委員会の調査報告書における原因分析及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、また、当社株式の特別注意銘柄への指定を重く受け止め、内部統制システム等が改善・強化され、適切に運用されるよう、また、業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されるよう、監査等委員会として監査してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

unbanked株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 広 瀬 里 美 ㊞

監 査 等 委 員 クリストファー・
リチャード・レーン ㊞

監 査 等 委 員 楠 原 孝 亮 ㊞

(注) 監査等委員広瀬里美氏、クリストファー・リチャード・レーン氏及び楠原孝亮氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

よくあるご質問

Q1. 今後の「金地金事業」及び「ノンバンク事業」の展望は？

金地金事業においては、これまで原則1kgバーの取り扱いに限定したサービスとしておりましたが、金価格の高騰による高値圏での推移が続く中、多くのお客様から小口化商品を要望する声が届いておりました。その要望に応えるため、100g単位で取引できる新サービス「UNBゴールド」を2025年5月7日に導入しました。今後は、一部の富裕層に依存しない顧客基盤を確立し、販売量の増加につなげてまいります。

ノンバンク事業においては、好調な不動産市況を背景に、不動産業者等の資金ニーズに対応して融資残高を増やし、売上の拡大を図ってまいります。

Q2. 売上債権未回収に関するその後の進展はありますか？

当社は、2025年12月15日に開示しました株式会社アニススタイルに対する未回収債権（13億4,000万円）に関し、2026年2月13日付で、東京地方裁判所よりAkatsuki Capital Works株式会社（以下、Akatsuki社）に対する仮差押決定を得たことを受け、Akatsuki社及びその関係者に対し、2026年2月27日付で損害賠償請求訴訟を提起しております。

2026年3月2日付で提出された調査委員会の報告書によると、今回の取引はAkatsuki社の「オーナー」とされる人物が主導し、Akatsuki社の派遣社員を通じて当社に実行させたものであることが明らかになっております。

また、Akatsuki社等に対する刑事上の責任につきましても、関係行政機関への相談を開始しており、刑事告訴の準備を進めております。

進展がありましたら、速やかに開示してまいります。

Q3. 株主優待は同じ内容で今後も続けますか？

当社の株主優待は恒久的な制度ではなく、毎年見直す方針をとっております。株主様からのご意見等を踏まえ、今後も株主優待の内容を見直す可能性もございます。

また、2026年3月期は赤字でしたが、営業黒字の定着化、財務基盤の強化等により配当原資が十分に確保できた場合、2027年3月期以降は株主優待を実施せず配当に集約することも検討しております。

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
 定時株主総会 毎年6月開催
 基準日 定時株主総会 毎年3月31日
 期末配当金 毎年3月31日
 その他必要があるときは、あらかじめ公
 告して定めた日

株主名簿管理人及び
 特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人
 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(郵便物送付先及び照会先)

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(特別口座にて株式をお持ちの株主様の住
 所変更等・その他ご照会)

☎ 0120-782-031

(インターネットURL)

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

※なお、証券会社にて株式をお持ちの株
 主様におかれましては、口座のある証
 券会社にお問合せください。

公告方法 当社の公告は下記のアドレスに掲載します。
<https://unbanked.jp/investors/pub/>
 また、電子公告による公告ができない事
 故その他のやむを得ない事由が生じたと
 きは、日本経済新聞に掲載します。

証券コード 8746

ウェブサイトのご案内

当社では、貸借対照表並びに損益計算書を当社のウェブサイ
 トに掲載いたしております。

TOPページ



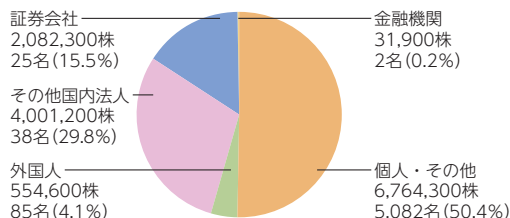
<https://unbanked.jp/>

IRページ

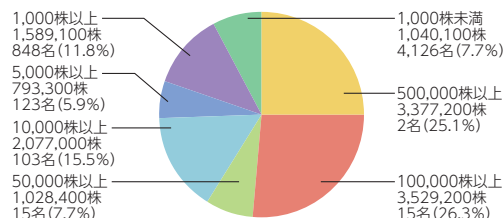


<https://unbanked.jp/investors>

株式分布状況 (単元株) 2026年3月31日現在



所有者別分布状況



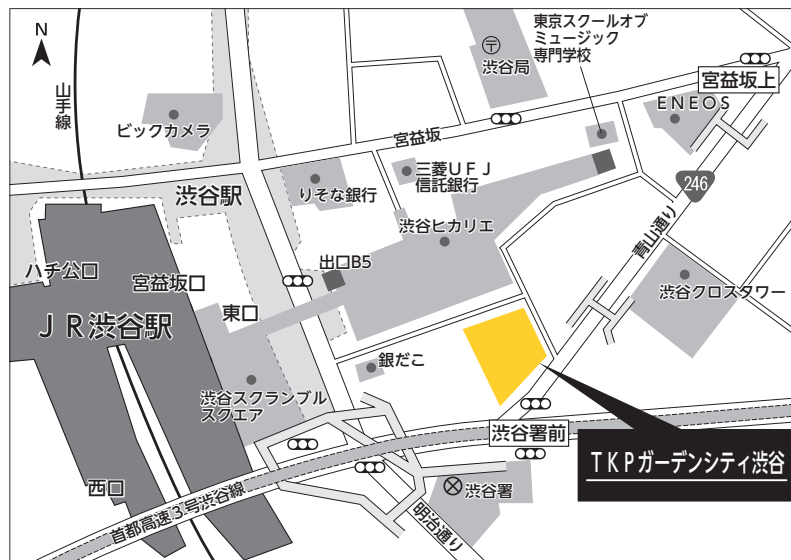
所有株式数別分布状況

定時株主総会 会場ご案内図

日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

会場 TKPガーデンシティ渋谷 カンファレンスルーム4B
東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4階
電話 03 (6418) 1073

交通 JR、京王井の頭、東急、東京メトロの各線
渋谷駅から徒歩5分～8分程度



※ご注意

駐車場の準備はいたしておりませんので、お車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。